

甘楽町障害者活躍推進計画

機関名	甘楽町 ・ 甘楽町教育委員会
任命権者	甘楽町長 ・ 甘楽町教育委員会
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
甘楽町における障害者雇用に関する課題	甘楽町における令和 6 年 6 月 1 日現在の障害者雇用率は、法定雇用率を下回っている。 これまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することもあるが、個別に対応してきており特に問題等は生じなかったため、組織的な体制整備は特段行っていない。 計画期間中の法定雇用率の達成を維持するとともに、採用した職員の活躍のため、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
1. 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上を目標とする。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を設定し、対象者に周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害のある職員が従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者である職員に対し、個別に必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえ、可能な範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中は支援が受けられること」等の条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
4. その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援及び配慮に努める。